山口事務所発:人事労務レポート速報版 vol.127(2019 年 4 月 15 日)

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 2019 年度の子ども・子育て拠出金の料率は?
- Q2.「国民の祝日」を休日としているが、業務の都合上出勤させた場合の賃金の割増率は?
- Q3. 労働条件の明示を電子メールで行っても良いか
- Q4. 傷病手当金は、退職後も支給されるのか?
- Q5. 社会保険の手続に必要な被保険者本人の押印に時間がかかるのだが・・・
- ■社会保険労務士山口事務所: http://www.ys-office.co.jp/

Q1. 2019 年度の子ども・子育て拠出金の料率は?

A. 4 月より 3.4/1000 に改定されました。

2019 年 4 月より、子ども・子育て拠出金率が従来の 2.9/1000 から 3.4/1000 に改定されました。

子ども・子育て拠出金は厚生年金保険の標準報酬月額に料率を乗じて算出され、全 額事

業主負担となります。

今回の料率改定により5月末納付分より納付額が変わりますのでご注意ください。

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2019/201904/2019040401.html

(望月)

Q2.「国民の祝日」を休日としているが、GW中に業務の都合上出勤させた場合の賃金の割増率は?

A. 労働契約や就業規則等で祝日を休日とする旨規定している場合、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までは休日としなければならず、やむを得ず従業員を労働させる場合はその分の賃金を支払う必要があります。

賃金は該当の労働時間が法定労働時間内(1 日 8 時間、週 40 時間内)であれば通常の労働時間の賃金の 100%以上、法定労働時間超分は 125%以上、法定休日にあたる場合は 135%以上の割増率で計算します。

(市川)

Q3. 労働条件の明示を電子メールで行っても良いか

A. 原則は書面での交付ですが、「労働基準法施行規則」 改正に伴い、2019 年 4 月から労働者が希望した場合は、以下のような方法で明示することができるようになりました。

- 1. Eメールや Web メールサービス(Yahoo!メール、Gmail 等)
- 2. FAX
- 3. SNS メッセージ機能(LINE やメッセンジャー等)

ただし、書面として印刷できるものに限られます。

電子メール等で労働条件の明示する場合は、PDF 等のファイルが添付できる媒体が望ましいとされています。

文字制限がある携帯のショートメールなどや短い期限で消滅するような媒体、第3者が目にするような媒体での送付は避け、送信後は本人が受け取ったことを確認するようにしましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/index.html

(杉田)

-----Q4. 傷病手当金は、退職後も支給されるのか?

A. 1 年以上の継続した被保険者期間があり、かつ退職後も傷病手当金を受給できる 状態であれば可能。

傷病手当金の受給期間は「支給開始日から1年6ヶ月」ということはよく知られていますが、この受給期間より前に退職した場合、その後は受給できなくなってしまうのでしょうか。

この点について、以下の要件を満たせば退職した後も継続して受給が可能です。

(1)1 年以上の継続した被保険者期間があること

ここでいう「1年以上の継続した被保険者期間」は、転職等により1年以上同じ会社の 社会保険に加入していなくても通算されます。

ただし、1日でも空白期間(会社の社会保険に加入していない期間)がある場合は通算されません。

②退職後も傷病手当金を受給できる状態であること

「退職後も傷病手当金を受給できる状態」とは、以下の状態をいいます。

- (1) 同一疾病によって退職後も労務不能状態が続いていること。
- (2)すでに在職中に傷病手当金を受給していること。
- (3)在職中に傷病手当金を受給していなくても、退職日の前日までに待機期間(休業開始後連続した3日間)が満了していること。
- (4)退職日に出勤していないこと。
- ※退職日が有給や公休日であっても、出勤していなければ問題ありません。
- ※退職日にたとえ半日でも勤務していた場合は出勤扱いとなります。

なお、申請期間が退職日以降の場合は会社の証明は不要ですが、労務不能であることの医師の証明は必要です。

(岩瀬)

-----Q5. 社会保険の手続に必要な被保険者本人の押印に時間がかかるのだが・・・

A. 今後、一部の手続において被保険者本人等の押印が省略可能となります。

社会保険関係の手続において、一部の手続は被保険者が会社を通して手続を行う形となっているため、本人の署名もしくは記名押印が必須となっています。

•健康保険被扶養者(異動)届

- •第3号被保険者関係届
- ·年金手帳再交付申請書
- ·厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書等

今年の9月以降、事業主が本人の意思確認を行った旨を届出書に記載すれば、押印 (電子申請の場合は委任状)が不要となる予定です。

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190402T0230.pdf

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣、市川英美、杉田志妍

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5 階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192 Homepage: http://www.ys-office.co.jp

Facebook: http://www.facebook.com/ysoffice